

広告媒体仕様書

1 広告媒体・設置施設の概要

広告募集媒体	TVモニター設置による広告掲載及び行政情報の放映
設置施設	平野区役所
設置施設の住所	大阪市平野区背戸口3丁目8番19号
開庁日・休庁日	土・日・祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は閉庁日 ※第4日曜日については、1階は開庁、3階は閉庁
開庁時間	月曜日～木曜日：午前9時00分から午後5時30分 金曜日：設置予定場所については、午前9時00分～午後7時00分 第4日曜日：1階については、午前9時00分から午後5時30分 3階については閉庁
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none">平野区は市内他区と比べて人口と面積が広く、利用者も多い区役所です。地下鉄「平野」駅から3分程度と立地もよく、利便性の高い庁舎です。来庁者数：不明(利用者の統計はありませんが、市内24区の中でも上位にくるほどの来庁者数があることは、間違いないません)

2 広告の規格

広告の内容	TVモニターを区庁舎内に設置し、広告及び行政情報を放映
広告の大きさ	42インチ(画面サイズ)程度のモニターに広告を表示
広告の色数	フルカラー

3 設置にあたっての条件

設置期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日（許可年月日から最長令和13年3月31日まで更新可能）
設置場所・台数	<ul style="list-style-type: none">設置台数：5台(42インチ程度のモニター)指定する設置予定場所(1階区民ロビー1台・住民情報課2台・保険年金課1台・3階エレベーター前1台 別図1・2参照)にTVモニターを設置していただきます。なお、設置場所の詳細は、別途協議の上決定します。設置期間中にレイアウトの変更等により、設置場所を変更する必要がある場合は、協議の上変更することとします。
放映時間	開庁時間内を基本としますが、別途協議の上決定することとします。 なお、放映時間外は、タイマー等により自動的にON/OFFできるよう設定していただきます。
設置にかかる費用等	TVモニターは、設置事業者によって設置いただきます。 また、取付けにかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者によりご負担いただきます。
使用料について	価格提案いただいた使用料とTVモニター放映にかかる電気使用料を別途お支払いいただきます。
その他の条件	<ul style="list-style-type: none">モニター設置は、設置許可日以降に設置していただきます。TVモニターで放映する広告映像の内容等は、事前に平野区役所広告掲載審査委員会で審査したものを放映していただきます。広告映像の提出方法等は別途調整させていただきます。行政情報は、全体の放映時間の4分の1以上放映してください。また、映像放映回数・管理等については、協議の上決定します。行政情報の放映内容は隨時変更できるものとし、区が提出した原稿をもとに設置事業者で製作いただくことを条件とします。放映スケジュールについては、別途協議の上決定します。放映する広告映像は音声付も可能としますが、業務等に支障が生じる場合は、本市が任意で音量調整をできるものとします。放映する映像データの入れ替え(行政情報を含む)は、設置事業者で行ってください。3階エレベーター前のモニターについては、天井吊下型、もしくはスタンドを用意してください。スタンドを用意する際は、必ず来庁者の安全を考慮して頂くのはもちろんのこと、車イスも通行できる幅にしてください。本仕様書に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、都度本市と協議してください。